

番号：150629

国名：ルワンダ

担当：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：東部県低湿地灌漑開発に係る情報収集・確認調査（農業／農業経済）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業／農業経済
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年9月中旬から2015年11月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50 M/M、現地 1.63 M/M、合計 2.13 M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 5日 現地派遣期間 49日 帰国後整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月26日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※ 2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	農業／農業経済に係る各種業務
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

農業セクターはルワンダの GDP の約 34%（2013 年：世銀）を占めており、全人口の約 8 割が従事する、同国の主要産業である。他方、営農形態は小農主体の天水農業が中心であり、生産性

は低位に留まる。農業生産性の向上及び安定した農家の所得向上のためには、天水に頼らない農業を実施するための環境整備が重要課題となっているが、これまで開発された灌漑地区は約 3.2 万 ha（低湿地：2.8 万 ha、丘陵地：0.4 万 ha）に留まっており、同国の灌漑開発ポテンシャル（約 59 万 ha）の内、5.4%に過ぎない。こうした状況を踏まえ、ルワンダ政府は農業セクターの中期計画である PSTA 3（Strategic Plan for the Transformation of Agriculture in Rwanda 3: 2013-2018）において、目標年である 2018 年までに灌漑面積を 10 万 ha まで増加させる目標を掲げており、同計画に基づき、低湿地を対象とする RSSP（Rural Sector Support Project）や丘陵地を対象とする LWH（Land Husbandry, Water Harvesting and Hillside Irrigation）といった施策が、世銀はじめ援助機関の支援のもと実施されている。目標達成に向けて、世銀等が推進する新規開発だけではなく、1970 年代から 80 年代にかけて開発された灌漑地区のリハビリによる機能回復・改善や、2011 年に制定された水利組合に関する法律に基づく、農民による灌漑地区管理に向けた水利組合の設立と強化も今後の課題として挙げられるが、農民組織による維持管理を想定した適切な灌漑施設のモデルが存在していない。上記の背景の下、ルワンダ政府より我が国に対して、灌漑開発ポテンシャルの高い低湿地における灌漑インフラ整備の要望が示されたことを受け、個別の案件の形成に先立ち、同国における今後の灌漑支援の方向性を検討するために必要となる情報の収集、整理を目的とした基礎情報収集・確認調査を実施することとなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要となる以下の調査を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2015 年 9 月中旬）

- ① ルワンダの農業セクター（特に灌漑農業分野）の現状、政府の政策と今後の方針、他ドナーの支援状況、現在の課題等に関する基礎情報を、既存の資料を基に収集・整理する。
- ② JICA がルワンダの農業セクター（特に灌漑農業分野）においてこれまでに行ってきた協力の成果を、既存の資料を基に整理する。
- ③ ルワンダ側関係機関（農業動物資源省等）からの聞き取りに用いる質問票を作成する。
- ④ JICA が作成する調査の基本方針、方法、現地調査項目、スケジュール等に対し提言を行い、改訂に協力する。
- ⑤ 対処方針会議やその他打合せ等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015 年 9 月下旬～2015 年 11 月中旬）

- ① JICA ルワンダ事務所等との打合せに参加し、調査の内容や留意点について協議・確認する。
- ② ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、ルワンダ農業セクターの概況、同国政府が実施する農業プロジェクト及び他ドナーが支援する農業プロジェクト（特に灌漑農業分野）の動向について情報収集を行い、同国の政策、関連組織の状況を取りまとめる。
- ③ 特に、RSSP に代表される低湿地灌漑開発を推進する複数のプロジェクト（新規開発、リハビリ共に）に関し、その手法・特徴的な工夫、成果（特に費用対効果や持続可能性）を把握する。
- ④ 当該分野の我が国の技術協力におけるこれまでの成果を把握する。
- ⑤ 低湿地灌漑開発のポテンシャルが高い東部県において、我が国資金協力の要望が確認された候補サイトにおける土木施設計画の概要を把握するため、既存資料の収集・分析を行うとともに、現地踏査及び関係者への聞き取りにより現況と課題、ニーズを把握する。特に東部県における社会経済状況、営農形態、農業機械化、農産物の流通状況等に関して基礎情報を把握するために以下の調査を行う。なお、必要に応じて上記候補サイト以外にも、将来の事業化の妥当性が高いと判断されるサイトを調査対象に含める場合がある。
 - ・ 営農の現況、及び灌漑インフラ整備後の営農計画
 - ・ 上記営農計画を踏まえた財務分析、経済分析、事業評価
 - ・ 農産物の流通状況等に関する市場調査

- ・ 農業機械化、及びポストハーベスト施設（乾燥場、倉庫等）に関する現況調査
 - ・ 農業水利施設の多面的利用（ダム湖での養魚等）に関する現況調査
- また、上記項目のほかにも追加した方がよいと思われる調査の項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

- ⑥ ①～⑤までの業務を通じて収集した情報や、業務の成果を勘案し、今後のルワンダ国東部県における低湿地灌漑開発に対する支援方向性の検討に協力する。なお、この一部として、他の業務従事者と協力の上で候補サイトに係る資金協力事業の可能性を今後の協力準備調査実施を見据えて検討する計画であるが、同検討に上記調査結果を反映すること。
- ⑦ 現地調査中に実施される JICA ルワンダ事務所および農村開発部、その他関連部署との各種会議や打ち合わせに参加し、調査の進捗を報告するとともに協議する。
- ⑧ 他の担当分野の業務従事者と協力して、現地業務結果報告書を作成する。
- ⑨ 現地調査結果を JICA ルワンダ事務所等に報告する。また、事務所との協議を踏まえ灌漑開発の支援方向性の検討に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2015年11月下旬）

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る結果を報告する。
- ② 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。作成にあたっては、他の業務従事者と十分に内容を調整し、全体の取りまとめに協力すること。

なお、本契約における成果品は（3）情報収集・確認調査報告書（案）とする。

(1) ワークプラン（和文・英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容、業務行程等を関係者と共有するためのもの。ルワンダ側関係機関（農業動物資源省等）に対する質問票（案）（英文）を添付する。

(2) 現地業務結果報告書（現地派遣期間終了時）（和文・英文）

現地業務終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。

(3) 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本ードーハーキガリードーハー日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年9月27日～2015年11月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。また、当機構の調査団員の現地調査期間は2015年10月13日～2015年10月23日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 農業プログラム策定／灌漑開発（コンサルタント）

エ) 農業／農業経済（コンサルタント）

オ) 組織／環境社会配慮／ジェンダー（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（JICA 職員の調査期間については、職員と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及び C/P の同行

カ) 執務スペースの提供

長期専門家オフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ ルワンダ国東部県ンゴマ郡灌漑開発基礎情報収集調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000006580.html>

- ・ ルワンダ国丘陵地灌漑開発計画準備調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016347.html>

② 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム（TEL:03-5226-8426）にて配布します。

- ・ 灌漑アドバイザー現地活動報告資料

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② ルワンダ国内での作業においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ルワンダ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③ ルワンダ入国後、就労許可を取得するために必要な手続きがありますので、「コンサルタント等にかかる渡航手続きについて（依頼）」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>) を参照願います。

④ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上